

## 第11期 愛媛県分別収集促進計画

### 1 計画策定の意義

これまでの経済発展に伴う生産・消費の拡大、生活様式の多様化、消費者意識の変化等は、廃棄物の排出量の増加や質の多様化を招き、結果的に天然資源の枯渇、環境悪化といった問題を生じさせてきた。

このため、我々が持続可能な発展をなすために、低炭素社会や自然共生社会の構築とともに、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、3Rの取組や施策を推進する必要がある。

我が国では、循環型社会づくりに向けた枠組みとして、「循環型社会形成推進基本法」や「循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月：第五次計画策定）」が策定され、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。また、容器包装に関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）を踏まえ、環境負荷低減と社会全体のコストの低減、容器包装のライフサイクル全体を通じた3Rによる資源の効率的な利用を推進してきた。さらには、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月策定）」に基づき、「プラスチック資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行され、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進しているところである。

本県においても、令和4年3月に『やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり～調和と環境により、かけがえのない環境を守る～』を基本理念として策定した「第五次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、循環型社会形成に向けた各種施策を展開するとともに、令和7年2月には、『環境を守り自然を共生する「愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ」の実現』を目指すべき将来像とした「第四次えひめ環境基本計画」を策定し、新たな成長に向けた取組を推進しているところである。

県内20市町においては、法に基づき取り組んできた容器包装廃棄物の分別収集をさらに推進すべく第11期の市町分別収集計画を策定したところであり、県においても法第9条の規定に基づき、市町の分別収集計画を集約するとともに、分別収集促進のための事項を定め、関係者の役割分担のもと廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与するために「第11期愛媛県分別収集促進計画」を策定するものである。

### 2 基本的方向

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために、容器包装について、廃棄された物をどのように処理するかという観点を転換し、製品の開発・製造から消費、廃棄等に至る各段階で、廃棄物の排出抑制・再使用・再資源化の促進という観点を持った循環型の経済社会システムを構築することが必要

である。

このため、本県においては、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに再商品化をして得られた物についてその積極的利用に努め、全体の調和を図りながらこれらを推進していくこととする。

また、分別収集及び再商品化等に当たっては、県民・事業者・行政のパートナーシップにより、それぞれが積極的な取組を展開していくことが重要である。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5ヶ年間とし、3年後に改定する。

### 4 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物及びプラスチック資源循環法に基づき分別収集するものは、次のとおりである。

品目名	本計画における呼称
容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のもの	無色のガラス製容器
容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のもの	茶色のガラス製容器
容器のうち、主としてガラス製のものであって無色、茶色以外のもの	その他のガラス製容器
容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの(飲料又はしょうゆ等を充てんするものに限る)	P E Tボトル
容器包装のうち、主として紙製のもの(主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器を除く)	その他紙製容器包装
容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(飲料又はしょうゆ等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く)	その他 プラスチック製容器包装
容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(白色トレイに限る)	白色トレイ
主として鋼製の容器包装に係るもの	鋼製容器包装

主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの	アルミ製容器包装
主として段ボール製の容器包装に係るもの	段ボール
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器に係るもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

## 5 現 状

本県における容器包装廃棄物の再商品化量は、人口の減少、スーパー等における容器包装廃棄物の独自回収の取組や地域住民による集団回収など回収方法が多様化した影響により市町による分別回収に基づく再商品化量は減少傾向にある。

今後は、選別の困難さなどから取組が遅れている「その他紙製容器包装」や「その他プラスチック製容器包装」といった品目について、分別収集の拡大を計らなければならない。

容器包装廃棄物の再商品化量の推移 (単位: t)

区分	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
無色のガラス製容器		1,832	1,743	1,644	1,601	1,549
茶色のガラス製容器		2,460	2,493	2,223	2,282	2,291
その他のガラス製容器		3,784	3,932	3,913	3,665	3,488
P E T ボトル		2,848	2,973	3,019	3,090	3,071
その他紙製容器包装		210	238	179	223	198
その他プラスチック製容器包装		7,724	7,962	8,146	8,016	7,930
白色トレイ		12	14	13	10	12

鋼製容器包装	1,797	1,827	1,645	1,583	1,317
アルミ製容器包装	1,465	1,539	1,504	1,453	1,349
段ボール	4,808	5,077	4,968	4,839	4,482
飲料用紙製容器包装	63	66	66	61	57
合 計	27,003	27,864	27,320	26,823	25,744

## 6 市町の分別収集計画策定状況

別表1のとおり。

## 7 容器包装廃棄物について、各年度における市町別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号）

別表2のとおり。

## 8 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号）

別表3～9のとおり。

## 9 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号）

別表10～13のとおり。

## 10 プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについて、各年度における市町別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

別表14のとおり。

## 11 プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについて、各年度における市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

別表15のとおり。

## 12 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

本県における分別収集を促進するため、「第四次えひめ環境基本計画」及び「第五次えひめ循環型社会推進計画」等の関連計画を踏まえ、次のとおり取り組むも

のとする。

## (1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

### ①環境教育・環境学習の充実

次代を担う子どもたちに対する環境教育は、その後の環境に対する姿勢を決定付ける大きな要素となることから、地域の多様なステークホルダーとの協働により、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた学校教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図る。また、学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質の向上や地域で活動する環境活動リーダーの育成に努めるとともに、環境教育・学習を推進する人材の相互交流の促進やネットワークづくりに取り組む。

### ②3 R活動の普及啓発の推進

事業者が環境配慮型商品の製造・販売に積極的に取り組むには、消費者が主体的に環境配慮型商品を選択し、過剰包装や使い捨て商品などの購入を自粛することが重要であるため、環境月間（6月）や3 R推進月間（10月）などにおいて、関係団体と連携した環境イベントの積極的な実施、マイバッグの持参や地元産品の購入などの環境にやさしい買い物の促進など、身近な3 R活動への取組拡大を図る。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物減量等推進員、法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3 R推進マイスター）等の活動を支援し、3 R全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組を推進する。

また、商品の量り売り、簡易包装などに努める優良エコショップや、優良リサイクル製品、優良循環型事業所を優良モデルとして認定・紹介する「愛媛県資源循環優良モデル認定制度」（スゴ eco）の充実及び、普及・啓発に努めるとともに、優良モデルの販路拡大を支援する。

### ③的確な情報提供

県ホームページや愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会（Re-えひめ）で運営するSNS等を活用し、3 Rに関する実践活動事例やアイデアの紹介、3 Rイベントの情報提供などを行い、県民や事業者の取組を促進する。

県民、NPO、大学、事業者、市町等の各主体と連携し、廃棄物・リサイクル情報や循環資源など3 Rに関する情報収集・交換を通じて、各主体の実践活動を促進する。

## (2) 市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

### ①「県・市町環境連絡会議」の開催

県と市町間で連絡会議を開催し、分別収集に関する取組状況、今後の課題等の情報交換を行い、市町の効率的な分別収集、市町間の協力・広域化を促進する。

### ②各種情報の提供

一般廃棄物の減量化、資源化等に関する最新情報の収集に努めるとともに、市町に情報を提供する。